

景観法に基づく届出に関する事前協議制度について【平成 27 年 7 月 1 日施行】

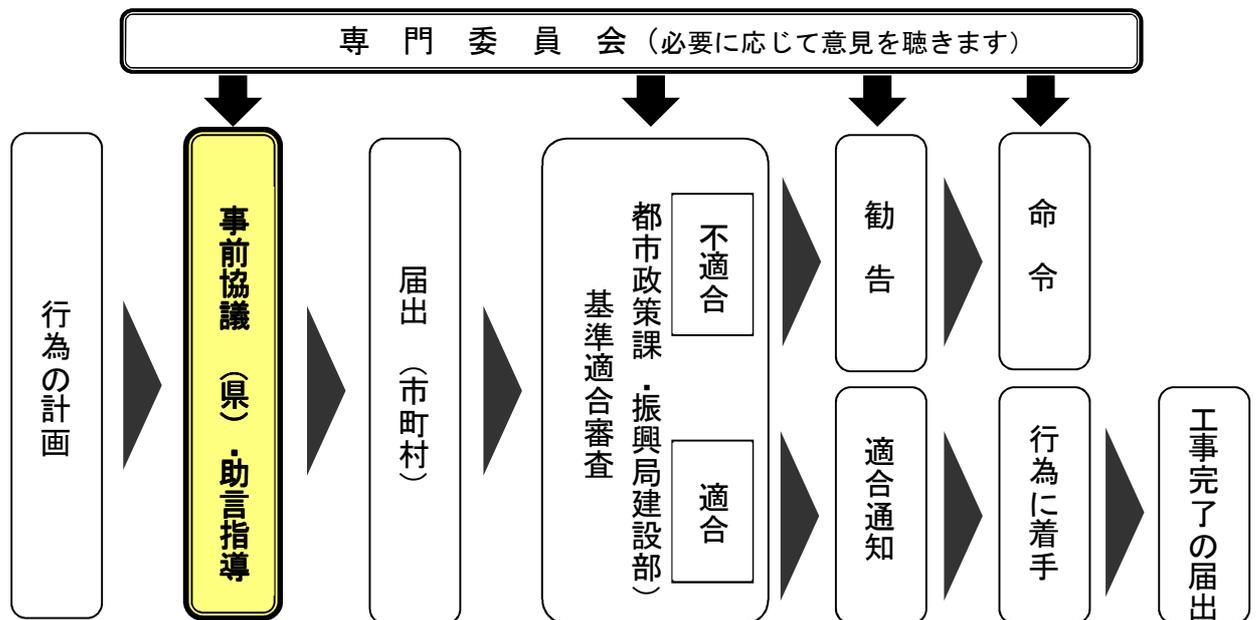
1. 趣旨・概要

和歌山県では、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」を含む良好な景観が多くあります。これらの景観を保全するため、地域の特性に応じた景観形成に関する方針や景観形成の基準を定め、事業者へ届出を求め、その内容について、助言・指導を行っています。事前に協議をすることで、県の方針や目的を踏まえた計画・設計の検討を進め、届出時にスムーズに手続きを行うことが可能ですが、事業者の任意の協力の基に成り立っているため、届出時には有効な助言・指導とならないケースもあります。

そこで、より良好な景観形成を図るため、計画や設計の段階など、特に景観への影響の大きい建築物については事業者の方と必ず事前に協議を行う、事前協議制度を設けます。

また、建築物の形態意匠は多岐にわたることから、様々な視点や専門的な観点からの指導・助言をすることでより良好な景観形成を促進できると考えています。そこで、有識者で構成される専門委員会を新たに設け、事前協議及び行為の届出時等に、必要に応じ有識者の意見を聴いて指導を行うことができる制度とします。

2. 事前協議の流れ



3. 事前協議の対象行為

対象地域	対象行為
特定景観形成地域（中辺路・町石道周辺・大辺路・熊野川周辺）	高さ 13m を超える建築物、又は建築面積 1,000 m ² を超える建築物の新築、増築、改築、外観を変更することとなる修繕又は色彩の変更
国指定名勝、重要伝統的建造物群保存地区の区域から 100m 以内	

4. 事前協議の開始時期・方法

事前協議は、景観法に基づく届出以前に行うものとします。

事前協議の方法は、「事前協議書」及び必要書類を、管轄の振興局建設部（海草振興局管内にあっては都市政策課）に提出して協議を開始します。

必要書類：位置図、平面図、立面図、当該敷地及び周辺がわかる写真

<p>景観計画区域内における事前協議書</p> <p>和歌山県知事 様</p> <p>届出者 住所 氏名 連絡先 法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名</p> <p>和歌山県景観条例第11条の7の規定により、次のとおり協議します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">代理者 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)</td> <td style="width: 10%;">ア 氏名</td> <td style="width: 80%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>イ 住所</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>ウ 電話番号</td> <td></td> </tr> </table> <p>行為の名称</p> <p>行為の場所 地名及び地番 市 町 郡 村 番地</p> <p>区域区分 <input type="checkbox"/> 特定景観形成地域() <input type="checkbox"/> その他</p> <p>行為の種類 <input type="checkbox"/> 新築又は新設 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="6" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">建築物</td> <td>敷地面積</td> <td>届出部分</td> <td>届出以外の部分</td> <td>合計</td> </tr> <tr> <td>建築面積</td> <td>m²</td> <td>m²</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>延べ面積</td> <td>m²</td> <td>m²</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>高さ</td> <td>m</td> <td>m</td> <td></td> </tr> <tr> <td>構造</td> <td colspan="2">造/一部</td> <td>造</td> </tr> <tr> <td>用途</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table> <p>外観の変更の内容</p> <p>行為の着手予定日 年 月 日 行為の完了予定日 年 月 日</p> <p>※協議番号 第 一 号 ※協議終了年月日 年 月 日</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">※受付欄</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">※事前協議完了確認欄</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">都市政策課</td> <td style="text-align: center;">建設部</td> </tr> <tr> <td style="height: 50px;"></td> <td style="height: 50px;"></td> </tr> </table>	代理者 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)	ア 氏名			イ 住所			ウ 電話番号		建築物	敷地面積	届出部分	届出以外の部分	合計	建築面積	m ²	m ²	m ²	延べ面積	m ²	m ²	m ²	高さ	m	m		構造	造/一部		造	用途				※受付欄	※事前協議完了確認欄	都市政策課	建設部			<p>表面</p> <p>年月日</p> <p>添付書類</p> <p>○建築物</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 建築物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面(縮尺1/2,500以上) ② 当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真 ③ 当該敷地内における建築物の位置を表示する図面(縮尺1/100以上) ④ 建築物の色彩が施された二面以上の立面図(縮尺1/50以上) 色彩のマンセル値(日本工業規格Z8721で定める色相、明度及び彩度の三属性の値で表す数値)を表示すること ⑤ 規則第11条の2第3号の承認を受けようとする場合は、工事の計画書 <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;">事前協議書 様式</p>
代理者 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)	ア 氏名																																								
	イ 住所																																								
	ウ 電話番号																																								
建築物	敷地面積	届出部分	届出以外の部分	合計																																					
	建築面積	m ²	m ²	m ²																																					
	延べ面積	m ²	m ²	m ²																																					
	高さ	m	m																																						
	構造	造/一部		造																																					
	用途																																								
※受付欄	※事前協議完了確認欄																																								
都市政策課	建設部																																								

5. 届出の簡略化

事前協議完了後、景観法に基づく届出を行う場合、事前協議の内容から変更がない場合は、事前協議完了証を添付することで、届出に必要な書類を省略することができます。

6. 問い合わせ先

和歌山県 県土整備部 都市住宅局 都市政策課 景観・公園班
〒640-8585 和歌山市小松原通り一丁目1番地
TEL：073-441-3228 FAX：073-441-3232
メール：keikan@pref.wakayama.lg.jp